

第二部：関連法・コンセッション関連

非公式翻訳

カンボジア王国

国民、信仰、国王 (Nation, Religion, King)

=====

カンボジア王国政府

第 146 ANK/BK 号

経済的土地営業権 (Economic Land Concession) に関する政令

王国政府は、以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の指定に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- 財政制度に関する法を公布する 1993 年 12 月 28 日付王国法第 01/NS 号
- 国土整備・都市化・建設に関する法律を公布する 1994 年 8 月 10 日付王国法第 04/NS/94 号
- 国家文化遺産保護に関する法を公布する 1996 年 1 月 25 日付王国法第 NS/RKM/0196 号
- 環境保護および天然資源管理法を公布する 1996 年 12 月 14 日付王国法第 NS/RKM/1296/36 号
- 特別市および州の金融制度および財産に関する法を公布する 1998 年 2 月 25 日付王国法第 CS/RKM/0298/03 号
- Khum/Sangkat 政権運営に関する法を公布する 2001 年 3 月 19 日付王国法第 NS/RKM/0301/05 号
- 国土法を公布する 2001 年 8 月 30 日付王国法第 NS/RKM/0801/14 号
- 森林法を公布する 2002 年 8 月 31 日付王国法第 NS/RKM/0802/016 号
- 地籍図および土地登記を確立するための手順に関する 2002 年 5 月 31 日付政令第 46 ANK.BK 号
- 散発的土地登記に関する 2002 年 5 月 31 日付政令第 48 ANK.BK 号
- 社会的土地営業権に関する 2003 年 3 月 19 日付政令第 19 ANK/BK 号
- 永久林の手続・創設・分類・登録に関する 2005 年 4 月 1 日付政令第 53 ANK/BK 号
- 環境影響評価に関する 1999 年 8 月 11 日付政令第 72 ANK/BK 号
- 国有地管理に関する 2005 年 10 月 7 日付政令第 118 ANK.BK 号
- 2005 年 12 月 16 日の本会議中に閣僚評議会 (Council of Ministers) が採択

以下を決定する

第1章 総則

第1条

この政令の目的は、新たな経済的土地コンセッション・プロジェクトの開始および許可、あらゆる経済的土地コンセッション契約の履行状況の監視、ならびに本政令の発効日前に付与された経済的土地営業権が 2001 年国土法に従ったものであるかどうかを再検討するための、基準、手順、仕組み、および制度上の取決めを決定することにある。

第2条

以下の用語は以下に定める意味を有する。

- 経済的土地営業権(ELC)とは、営業権者に対し、特定の経済的土地コンセッション契約を通じて、農業利用および産業・農業開発に使用することを目的として、国有・民有地を与える仕組みをいう。
- 産業・農業開発とは以下をいう。
 - 食用作物または工芸作物の栽培で、植林となる植樹を含む。
 - 動物の飼育および養殖。
 - 国内の農業原料を加工するための施設、工場および設備などの建設。
 - 上記活動の一部またはすべての組み合わせ。
- 契約当局(Contracting Authority)とは、カンボジア王国政府を代理して経済的土地コンセッション契約を締結する法律上の権限を有し、首相から与えられた当該権力を行使し、本政令の各規定に従い責務を遂行する当局をいう。
- 規制機関(Regulatory Institution)とは、経済的土地コンセッション契約の対象となる活動または設備を管理する規則を発行および執行する法律上の権限を有する当局をいう。
- 技術事務局(Technical Secretariats)とは、経済的土地営業権を管轄する技術事務局をいう。

第3条

経済的土地営業権は、以下を目的とする場合に付与される。

- 高率かつ適切な水準の初期資本投資を必要とする、集中的な農業活動および産業・農業活動を開発する。
- 地域の土地利用計画に基づき適切かつ恒久的な方法で土地を開発するため、投資家から特定の一連の合意を得る。
- 生活機会の増大および多様化、ならびに適切な生態系に基づく天然資源管理の枠組の中で、農村部の雇用を拡大する。
- 経済的土地コンセッション・プロジェクトにおける大規模および小規模投資を推進する。
- 経済的土地使用についての使用料、税金、および関連サービス料を通じて、国家、地方、または地方自治体の歳入を得る。

第2章 経済的土地営業権を付与するための一般条件

第4条

経済的土地営業権は、以下の5つの基準のすべてを満たす土地に限り付与する。

1. 国有地管理に関する政令、ならびに地籍図および土地登記を確立するための手順に関する政令、または散発的登記に関する政令に従い、国有・民有地として登記および分類された土地。
2. 土地利用計画が、Provincial-Municipal State Land Management Committeeにより採択されており、かつその土地利用が当該計画と一致している土地。
3. 経済的土地コンセッション・プロジェクトのための土地利用および開発について、環境影響評価および社会的影響評価が終了している土地。
4. 現行の法的枠組および手順に従った再定住問題に対する解決策がある土地。契約当局は、法的土地保有者の強制的再定住が行なわれないこと、および私有地の利用が尊重されることを確実にする。
5. 経済的土地コンセッション・プロジェクトまたはその案について、地域の管轄当局および住民との公の協議が行われた土地。

第5条

経済的土地コンセッション・プロジェクト案の評価は、以下の基準に基づいて行う。

- 現代科学技術の利用による農業生産および工業・農業生産の増加
- 雇用の拡大・創出
- 国民の生活水準の向上
- 恒久的な環境保護および天然資源管理
- 社会的悪影響の回避または最小化
- 社会的土地営業権と経済的土地営業権との間のあらゆる関連性および相互支援
- 土地コンセッション契約が定める農業原材料の加工

第3章 経済的土地コンセッション・プロジェクトの開始、申請、および許可手順

第6条

経済的土地コンセッション・プロジェクトを開始するには以下の2つの方法がある。

1. 勧誘提案(Solicited Proposal)。契約当局が投資家からの提案を勧誘するため、プロジェクトを提案する場合。
2. 非勧誘提案(Unsolicited Proposal)。投資家がプロジェクトを国に提案し、承認を求める場合。

第 1 部 勧誘提案(Solicited Proposal)を通じた経済的土地コンセッション・プロジェクトの開始

第 7 条

契約当局は、以下の準備段階を踏むことにより経済的土地コンセッション・プロジェクトを開始することができる。

1. 技術事務局所定の様式を用い、本政令第 8 条に定める情報を含む、経済的土地コンセッション・プロジェクトの初期プロジェクト提案書を作成する。
2. 本政令第 3 条および第 5 条に基づき、予備調査および提言を求める初期プロジェクト提案書を技術事務局に送付する。
3. 経済的土地コンセッション・プロジェクトに関し、関連 Provincial Land Use and Allocation Committee および規制機関と協議する。
4. 経済的土地コンセッション・プロジェクト案の初期環境影響評価および社会的影響評価を実施する。
5. 初期環境影響評価および社会的影響評価の結果、中程度または高い悪影響が予想された場合、詳細な環境影響評価および社会的影響評価を実施する。
6. プロジェクト関連書類の書類一式を作成する。当該書類は、上記各項目に記載するあらゆる提言および報告書を含み、勧誘提案の付託条項の根拠となるものとする。

第 8 条

経済的土地コンセッション・プロジェクトの初期プロジェクト案関連書類は、以下を含む。

1. 提案された土地の所在地、規模、種類、土地登記の区画番号、および当該土地の所在区域についての一般情報。
2. 土地コンセッション・プロジェクトのための全般的土地利用および開発計画。
3. 営業権者が、経済的土地コンセッション・プロジェクトに着手する前になすべき措置。

4. 契約当局もしくはあらゆる省庁または機関が、提案された経済的土地コンセッション・プロジェクトに着手する前になすべき措置。
5. 経済的土地コンセッション・プロジェクトに必要な、国の義務または保証。

第9条

契約当局から経済的土地コンセッション・プロジェクト関連書類一式を受領次第、技術事務局は、勧誘提案書と共に、以下の書類を作成するものとする。

- 通知書(Notice)
- 付託条項(Terms of Reference)
- 申請書(Application Form)

第10条

技術事務局は、勧誘提案通知を広く宣伝し、かつその通知をカンボジア開発評議会(CDC)に送付する。

この通知には、提案書の提出方法、場所、および時期を、受理の開始および終了日とともに明記する。提出期間は、通知の公告日から60日以上とする。

第11条

勧誘提案の付託条項には以下が含まれるものとする。

- 提案書に添付される、経済的土地コンセッション・プロジェクトの説明および裏付け書類
- 提案の技術的、財務的、および営利的内容を評価するための基準
- 必要な、交渉の余地が無い契約条件

第12条

勧誘提案の申請には以下が含まれるものとする。

- 事業計画。土地の計画利用、投資計画、土地開発のため計画された支出および収入、ならびにコンセッション・プロジェクト案の資金源を記載したもの
- コンセッション・プロジェクトに必要な労働力およびその供給源の説明
- 技術、設備、機械類、肥料、殺虫剤、優先作物の種類の使用計画についての情報
- 提案された投資活動の環境および社会的影響、ならびに提案者が講じる予防措置または削減措置の記述
- 社会的土地営業権と経済的土地営業権との間の関連性および相互支援の説明
- 国内で収穫された原材料の加工との関連性の説明

- 提案者が国に支払う土地使用料
- 国土法第 59 条が定める、提案者による土地営業権保有分の開示
- 提案者が国に求める保証

第 13 条

技術事務局は、提案提出期限の少なくとも 30 日前までに、勧誘関連書類のあらゆる点を明らかにするための公開会議(Public Meeting)を開催するものとし、説明を行ったすべての事項につき公式文書を作成する。

第 14 条

勧誘提案の格付けおよび評価基準には、以下の通り。

- 土地の適合性など、土地の利用および開発についての技術的健全性
- 国家環境基準ならびに環境および社会的悪影響に対する健全な予防措置または削減措置の規定の順守
- 労働力の需要および供給要件、財源、ならびに事業計画の市場戦略などの要因に基づく、提案の運営実現可能性
- 雇用創出の実現可能性および国民の生活水準の向上
- コンセション契約が定める、原材料または国内収穫物の加工
- 社会的土地営業権と経済的土地営業権との間の関連性および相互支援の実現可能性
- 土地利用のために提案者が提示した使用料の支払額および支払方法

格付けおよび評価基準(Ranking and Evaluation Criteria)は、本政令第 10 条に基づく勧誘提案通知の公告後、修正してはならない。

技術事務局は、上記基準に基づき各提案の格付け評価を作成し、公表する。

第 15 条

提案は、提案者が捺印または署名の上、密封された封筒で技術事務局に提出しなければならない。

期限後に受領した提案は、提案者に未開封で返却する。

受領したすべての提案または単一の提案は、勧誘提案通知書に定める日に、公に開封される。各提案者は、提案の開封時に同席する権利を有する。

技術事務局は、応答すべき提案を決定し、本政令第 14 条に定める基準に基づき、提案の付託条項に定める手順に従って見直しを行ない、契約当局に提言する。

第 16 条

契約当局は、技術事務局の提言を考慮した上、すべての応答すべき提案の格付けに基づき評価を行なって最終候補リストを作成し、当該提案の評価報告書を作成し、各提案者に評価報告書の写しを提供する。

第 17 条

契約当局は、勧誘関連書類で交渉の余地がないと事前に判断された一定の必要契約条件について交渉してはならない。

契約当局は、格付け最上位の提案者と土地コンセッション契約の交渉を行う。契約当局が提案者の最終提案を受入れられず、交渉が土地コンセッション契約に至らないことが判明した場合、契約当局は、当該提案者との交渉を終了し、次の格付け順位の提案者と交渉する。

交渉が土地コンセッション契約案の合意に至った場合、契約当局は提案者に対し、本政令第 23 条を順守するよう要求する。

提案が 1、2 件しか提出されなかった場合、技術事務局も上記条項に定める手順を監視する。

第2部 非勧誘提案(Unsolicited Proposal)を通じた経済的土地コンセッション・プロジェクトの開始

第 18 条

経済的土地営業権の付与には、勧誘提案による競争的方法が優先的に採択されるが、契約当局は、提案者が経済的土地営業権の目的を達成するために例外的な好条件を提供することを約束する場合、非勧誘提案を検討することができる。これは以下のような状況の場合である。

- 新技術の導入
- 社会的土地営業権と経済的土地営業権との間の例外的関連性
- 加工市場または輸出市場への例外的アクセス

契約当局は、その提案が、通知書が公表済みの勧誘経済的土地コンセッション・プロジェクトの対象となっている土地に関連する場合、非勧誘提案を検討してはならない。

第 19 条

技術事務局は非勧誘提案の申請書を作成する。これには、提案者の事業および財務的背景、経済的土地営業権の投資概念、ならびに土地の規模および所在地に関する簡単な情報を記載する。

提案者は、カンボジア開発評議会、州・特別市投資小委員会、または契約当局のいずれかに申請

する。申請書がカンボジア開発評議会が州・特別市投資小委員会に提出された場合、カンボジア開発評議会または州・特別市投資小委員会は、申請書の受領から 7 営業日以内に、その申請書を契約当局に送付する。

契約当局が非勧誘提案を検討することになった場合、契約当局は、本政令第 7 条 3 項に定める協議を実施する。契約当局はその後、本政令第 4 条に定める営業権のための土地選択基準を満たす準備を行ない、提案者に詳細な提案書を提出するよう要求する。

第 20 条

詳細な非勧誘提案は以下を含むものとする。

- 本政令第 12 条に定める情報
- 初期環境影響評価および社会的影響評価の報告書。初期環境影響評価および社会的影響評価の結果、中程度または高い悪影響が予想された場合、提案者は、詳細な環境影響評価および社会的影響評価の報告書も含めなければならない。

第 21 条

非勧誘提案を受領した契約当局は、以下を行なう。

- a. 契約当局は、その詳細な非勧誘提案書の写しを、技術事務局または州・市国有地管理委員会 (Provincial/Municipal State Land Management Committee) へ、再検討および提言のため送付する。
- b. 技術事務局または州・市国有地管理委員会は、契約当局に対し、本政令第 3 条から 5 条までの要件に従った、土地コンセッション契約交渉の提案を受け入れるかどうかにつき提言を行なう。

第 22 条

非勧誘提案の契約交渉は、交渉の開始から 28 営業日以内に行なう。交渉が、当該指定期間内に土地コンセッション契約案の作成に至らない場合、契約当局は提案者との交渉を終了することができる。

第 23 条

提案者は、経済的土地コンセッション契約に署名する前に、カンボジア王国商業規則および商業登記に関する法に従い、商業登記を行わなければならない。

第 24 条

技術事務局は、あらゆる経済的土地営業権に用いられ、経済財務省および農林水産省との協議の

上、これらの共同大臣令により決定される、経済的土地コンセッション契約の標準書式を作成する。

第4章 土地コンセッション契約の管理および修正

第25条

契約当局は、土地コンセッション契約履行を監視し、契約の管理について経済財務省に定期的に報告し、技術事務局または州・市国有地管理委員会に通知するための、仕組みおよび手順を確立して、当該契約が確実に実行されるよう責任を負う。

契約当局は、関係省庁または機関と協力し、営業権者の土地コンセッション契約の履行状況を再検討し、当該履行状況について営業権者および関係省庁または機関から情報を入手する。

第26条

契約当局は、土地コンセッション契約の条項を修正する前に、現行法令に基づき、関係省庁、機関、および契約当事者と協議する。

第27条

土地コンセッション契約の期間延長、中止、または終了の各事項は、土地コンセッション契約で定める。

第5章 管理および実施の仕組み

第28条

経済的土地営業権管轄機関は以下のとおり。

- (契約当局(contracting Authority)技術事務局(Technical Secretariats)
- 州・市国有地管理委員会 (Provincial/Municipal State Land Management Committee)
- District/Khan State Land Working Group
- Commune-Sangkat Coucils

第29条

農林水産大臣は、投資総額 1,000 万リエル (約 US\$2,000) 以上、または合計面積 1,000 ヘクタール以上の営業権付き土地につき、経済的土地営業権を付与する権限を有し、その責任を負う。

関係州知事および特別市知事は、投資総額 1,000 万リエル未満、または合計面積 1,000 ヘクタール未満の営業権付き土地につき、経済的土地営業権を付与する権限を有し、その責任を負う。

第 30 条

契約当局は、以下の役割および義務を有する。

- 勧誘提案用の経済的土地コンセッション・プロジェクトの関連書類を提案・作成し、または経済的土地コンセッション・プロジェクトの非勧誘提案を検討することができる
- 提案の格付けに基づき評価し、最終候補リストを作成する
- コンセッション契約の条件を協議する
- コンセッション契約を執行する
- コンセッション契約の履行状況を監視する
- 契約履行の管理に関し、6 ヶ月ごとおよび必要に応じて閣僚評議会に報告する
- 軍事開発地帯の土地の土地コンセッション契約に加えるべき条件につき、経済財務省および国防省と協力し、これら省庁から情報およびデータを収集する
- あらゆる契約修正案について、技術事務局からの提言を再検討する
- 本政令の規定に従いその他の義務を履行する。

第 31 条

技術事務局の構成は以下のとおり。

- 農林水産省の代表者	議長
- 経済財務省の代表者	委員
- カンボジア開発評議会の代表者	委員
- 国土整備・都市化・建設省の代表者	委員
- 内務省の代表者	委員
- 環境省の代表者	委員
- 商業省の代表者	委員
- Council of Jurists のメンバー	委員

技術事務局の議長および委員は、カンボジア王国政府の決定により指名される。

技術事務局の事務職員は、技術事務局の要請で農林水産大臣令により指名される。

技術事務局の事務所は、農林水産省内に置く。

第 32 条

技術事務局は、契約当局に以下の事項につき意見を与える義務がある。

- 経済的土地コンセッション・プロジェクトの開発
- 勧誘関連書類の作成

- あらゆる経済的土地営業権についての提案に関する提言
- 経済的土地コンセッション契約の履行状況の監視
- 現行の経済的土地営業権の見直しに関する提言
- 本政令の規定に従ったその他の義務の履行

第 33 条

州・市国有地管理委員会は、国有地管理に関する 2005 年 10 月 7 日付政令第 118 ANK.BK 号第 25 条に定める役割および義務を有する。

第 34 条

District/Khan State Land Working Group は、国有地管理に関する 2005 年 10 月 7 日付政令第 118 ANK.BK 号第 28 条に定める役割および義務を有する。

第 35 条

契約当局は、経済的土地コンセッション・プロジェクトの詳細な関連文書または詳細な非勧誘提案書を受領した後、Commune-Sangkat Council が勧誘経済的土地コンセッション・プロジェクトの詳細な書類または詳細な非勧誘提案書の写しを受領した日から 28 営業日以内に、影響を受ける地域の各 Commune Council に関連書類の写しを送付し、再検討および提言を求め、地域当局および現地住民の代表者と公開協議を行う。契約当局は、影響を受ける地域の Commune Council の意見を考慮しなければならない。当該 Commune Council の意見を却下する場合は、具体的理由を示さなければならない。

第 6 章 現行の経済的土地営業権の見直し

第 36 条

本政令の発効日前に付与された経済的土地営業権で、その土地コンセッション契約が有効である場合については、以下のとおりとする。

- 技術事務局のメンバーの指名が決定されてから 90 日以内に、技術事務局は、経済的土地営業権台帳(Logbook)を作成し、経済的土地コンセッション契約に署名したすべての省庁、機関または地域当局ならびにすべての営業権取得会社に対し、30 日の事前通知を行う。
- 経済的土地営業権を付与したまたはコンセッション契約に署名したあらゆる省庁、機関または地域当局、ならびに営業権者は、技術事務局に対し、通知または通知の公告から 6 ヶ月以内に、情報および関連文書の写しを提出し、経済的土地営業権台帳(ELC-Logbook)へ記録するよう求める。

第 37 条

現行の経済的土地コンセッション契約を許可または当該契約に署名した省庁、機関、または地域

当局は、技術事務局からの技術支援を受け、各ケースの状況に基づき、以下の事項につき再検討を行う。

- 既に行ったおよび今後行う投資を考慮に入れた、営業権者による現行のコンセッション契約条件の順守
- コンセッション契約から生じる土地利用料およびその他の収入
- 営業権付き土地が所在する地方自治体内での土地営業権活動に関する意見を募るため、公開協議を開催する
- 営業権者が 10,000 ヘクタールを超える土地に対する経済的土地営業権を保有する場合、当該営業権者に対し営業権付き土地の規模を任意に縮小するよう要請する、またはその営業権者が任意に規模を縮小しない場合、縮小の交渉を試みる
- 本政令第 42 条に定める土地の調整を要請する
- 再検討報告書案に関する技術事務局からの提言
- 作成された台帳に関する通知後 6 ヶ月以内に、契約に署名した省庁、機関、または当局は、技術事務局の提言を添付して、その省庁、機関、または地域当局が署名した現行の経済的土地コンセッション契約の見直しに関する報告書を提出し、その後 6 ヶ月ごとに定期的に当該報告書を提出する
- 閣僚評議会が別の決定をしない限り、再検討期間中および再検討完了後、契約に署名した省庁、機関、または地域当局は、契約履行状況を引き続き監視し、中止命令の取消しや中止命令を行うことなく、契約履行状況を報告する。

第 38 条

国土法第 59 条に定める経済的土地営業権の対象となっている土地の保有規模を縮小するための、任意縮小または交渉の手順は、以下のとおりである

11. 土地コンセッション契約に署名した省庁、機関、または地域当局は、営業権者が本政令第 40 条に従い営業権の対象となっている土地の区画を任意に選び国に返却するよう要請する。
12. 営業権者に規模を任意に縮小する意思がない場合、土地コンセッション契約に署名した省庁、機関、または地域当局は、技術事務局の支援を受け、営業権付き土地利用計画につき営業権者と交渉する。
13. 交渉が交渉開始から 6 ヶ月以内に成立しなかった場合、当該土地コンセッション契約に署名した省庁、機関、または地域当局は、技術事務局を通じて閣僚評議会に報告する。
14. 営業権者が、交渉の通知が営業権者の住所へ送付された日または直接手渡された日から 45 日以内に交渉に応じない場合、コンセッション契約に署名した省庁、機関、または地域当局は、閣僚評議会に報告し措置を求める。

第 39 条

閣僚評議会は、以下の場合、10,000 ヘクタールを超える経済的土地営業権の対象となっている土地の保有縮小要件の例外を認めることができる。

- その営業権が 2001 年国土法の発効日前に付与された場合
- 保有の縮小が、国土法の発効日において進行中の開発の支障になる場合。開墾のための樹木伐採または灌木の焼払いは、進行中の開発またはコンセション契約に基づく土地開発要件を満たす場合には該当しない。

第 40 条

経済的土地コンセション契約に署名した省庁、機関、または地域当局に対する、現行の各営業権見直し報告書案に関する技術事務局の提言には、以下を明記する。

- 当該契約が完全に機能していること
- 当該契約になすべき特定の変更、および当該契約の両当事者が容認できる方法で実施すべき作業の明細
- 現行の契約は、営業権者による契約違反のため取消すべきであること
- 10,000 ヘクタールを超える経済的土地営業権について、規模の任意の縮小があるか、縮小のための交渉が必要か、または例外を認めるやむを得ない事由があるかどうかということ。縮小のための区画の選択には、紛争中の地域、開墾されていない地域、開発されていない地域、および公有地を含む。

第 41 条

現行の各経済的土地営業権の再検討報告書、技術事務局の提言、および再検討の最終結果は、技術事務局および州・市国有地管理委員会が公文書として保存する。

第 42 条

国土整備・都市化・建設省は、現行の経済的土地営業権の再検討プロセスにおいて、再検討が行われている経済的土地営業権の全対象地域の土地を調整する。土地の調整には、土地の区画調整、再検討中の土地区画の土地占有者の権利の裁定、および現行の手順に従った土地の境界設定および登記を含む。

第 7 章 財源

第 43 条

技術事務局運営のための予算は、農林水産省の予算案に基づく。統一予算制度に従って、技術事務局の財源および予算は、国家予算ならびに地方および海外の財源または国際援助機関の資金か

ら調達される。

第8章 最終規定

第44条

本政令に反する規定は、これを無効とする。

第45条

閣僚評議会担当大臣、農林水産大臣、経済財務大臣、国土整備・都市化・建設大臣、関係省庁の担当大臣および書記官、機関の長、すべての州知事および特別市知事は、その署名日より、各々の責務に従い、本政令を施行する。

プノンペン 2005年12月27日

首相

フン・セン (Hun Sen)

写し送付先：

- ・ 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- ・ 憲法評議会書記長
- ・ 上院書記長
- ・ 国民議会書記長
- ・ General Secretariat of the Supreme Council for State Reform
- ・ 首相内閣
- ・ 王国政府書記長
- ・ すべての中央省庁および機関
- ・ すべての州および特別市の事務所
- ・ 第45条に記載の通り
- ・ ファイル